

(様式第1号)

□ 会議録 ■ 会議要旨

会議の名称	令和6年度第9回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和7年1月23日(木) 午前9時30分～正午
場所	芦屋市役所東館3階中会議室
出席者	委員 岡 絵理子、小池 志保子、佐久間 康富、西野 雄一郎、松尾 薫 届出者 申請者等 事務局 岡本課長補佐、桑原係員、脇係員、村上係員
事務局	まちづくり課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 ■ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について
 - ア 事務所(業平町24番、24-1番)
 - イ 一戸建て住宅(東山町242番、243番)
 - (2) その他
- 3 閉会

○提出資料

大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

○審議内容

ア 事務所(業平町24番、24-1番)

令和7年1月10付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 建築物については、道路に面する南面に加えて東西の面においても、配置の工夫を行うとともに単調なデザインとならないよう分節や適切な素材及び色彩の選択等を行うことで、ボリューム感を軽減させるよう配慮すること。特に歩行者の目線に近いエントランス周り、低層階の壁面の意匠については、質の高い空間となるよう工夫すること。高層部分においても、遠方からの景観を損ねない意匠とするよう配慮を行うこと。
- * 植栽計画については、落葉樹と常緑樹の適切な組合せ等樹種の選択を工夫し、1年を通じて、通りにおける潤いを感じられるような計画とすること。その際には建築時だけで

はなく、植栽が成長した後も十分に生育できるような環境を整えること。また、接道面についてはシンボルツリーを配置するなど、緑で彩る意識を大切にし、緑豊かな通り外観を演出できるよう建築物や駐車場等の配置を工夫すること。

- * 塀等工作物については、建築物の意匠及び周辺の景観との調和を大切にするとともに、道路側の工作物の高さを下げることや、建物の壁面と同じ位置まで後退させるなど、配置の工夫、植栽との組合せ等により圧迫感の軽減に配慮した計画とすること。
- * 建築物に付属するゴミ置き場、駐車場、設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし、植栽等による修景に努めること。また、建築物の意匠だけでなく、沿道空間の修景についても敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、歩行者路面・車路等路面材の選択においても工夫を凝らす等、建築物と一体的にデザインし、潤いある通り景観の形成に寄与するような計画とすること。
- * 建築物に付属する屋外広告物についても景観に配慮した配置・意匠等を計画すること。

イ 一戸建て住宅（東山町242番、243番）

令和7年1月10日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 建築物、工作物、植栽、設備等の諸要素は周辺のまちなみと調和するように再度検討を行うこと。